

2012年 7月10日
経済法令研究会

『J A相談事例集 融資取引』
お詫びと訂正のお願い

標記書籍の内容の一部に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

記

本文中「18. 理事の連帯保証兼担保提供と J Aとの利益相反関係」の内容に誤りがございましたので、本訂正票に差し替えてご利用くださいますようお願いいたします。

18. 理事の連帯保証兼担保提供と J Aとの利益相反関係

質問



組合員Aさんとの融資取引に際して、Aさんの父Bさんがその所有不動産に根抵当権を設定し、あわせて連帯保証人となることが決定しました。Bさんは現在、JAの理事です。

融資係のC君が、Bさんから根抵当権設定契約書と保証書の提出を受け、課長に指示を仰いだところ、「この両契約は理事会の承認が必要なのではないか」といわれました。

理事がJAの債権を保証し、担保を提供する契約がなぜJAと利益相反となるのか、C君には課長のいう意味が理解できませんでした。

実務対応

理事がJAと締結する債務保証契約や担保権の設定契約について、農林水産省はかねてから旧農協法33条（現35条の2第2項）にいう契約に該当するという見解を示していましたが、両契約についてはJAの利益となっても不利益となることはなく、理事会（経営管理委員会設置組合の場合は、経営管理委員会）の承認は必要ないとの見解が示されています。

なお、根抵当権設定契約にもとづき、登記所（法務局）に設定登記の申請を行う場合の登記申請書は、登記義務者である理事と登記権利者であるJAの代表理事とが同一人であっても、申請は受理されます。

18. 理事の連帯保証兼担保提供と J A との利益相反関係

また、個人保証を受ける場合については、J A に所定の方針等が定められていますので、それによって対応する必要があります。

●利益相反行為として扱われる理由



理事が J A の融資金についてその債務を保証し、または債務を担保するために所有する物件に担保権を設定する行為は、理事の不利益（犠牲）において J A の利益を保全する行為であり、農協法にいう利益相反行為とは無縁の契約のように思われます。

しかし、農林水産省は、理事の債務保証・担保提供が融資の可否に重大な影響を与えること、保証人としての弁済資力や提供物件の担保価値の審査判断に理事の主観が介入する余地があることを理由に、理事との債務保証や担保権設定契約は利益相反行為に該当し、旧農協法33条による監事が組合を代表すべき契約と解釈してきました（農林水産省農経局昭和35年10月26日回答）。

しかし、J A から貸付を受ける第三者のために J A と債務保証契約（担保提供による連帯保証を含む）を締結することは、J A にとって利益となることはあっても不利益となることはなく、利益相反関係の生じない契約であり、農協法35条の2第2項の適用を受けないとする見解が示され、このような債務保証契約については理事会等の承認の必要はないとされています（平成15年12月12日付「役員との利益相反取引等の開示にかかる Q & A」全国農業協同組合中央会）。

●民法の自己契約・双方代理禁止規定と農協法35条の2第2項の関係

ところで民法108条は、同一の法律行為についてその当事者の一方が相手方の代理人となり、または同一人が当事者双方の代理人となることを禁じています。いわゆる自己契約・双方代理の禁止の規定です。

その趣旨は、いうまでもなく利害の対立する契約においてこのよう

第2章 保証

なことが行われては、公正な取引は期待できず、一方の利益が不当に害されるおそれがあるからです。

しかし、農協法35条の2第2項は、自己契約・双方代理となる取引でも、理事会（経営管理委員会設置組合の場合は、経営管理委員会）が承認した取引については民法108条の規定は適用しないこととしています。

これにより、J AとJ Aの代表理事が利益相反関係にある契約を締結する場合でも、この契約について農協法35条の2第2項の理事会等の承認があれば、契約手続においてその代表理事がJ Aを代表することができることとなります。

なお、根抵当権設定契約にもとづく設定登記は、登記権利者と登記義務者の共同申請によって行われますが、登記申請書に登記権利者として記載したJ Aの代表理事と、登記義務者である設定者とが同一人であっても、申請は受理されます。